独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	川田テクノロジーズ株式会社	コード	3443
提出日	2024/6/13	異動（予定）日	2024/6/27
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	山川　隆久	社外取締役	○										△					有
2	高桑　幸一	社外取締役	○													○		有
3	福地　啓子	社外取締役	○													○		有
4	麦野　英順	社外取締役	○						△			△					新任	有
5	勝野　めぐみ	社外取締役	○										△				新任	有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	山川隆久氏は、当社の設立時から2015年5月末まで顧問契約を締結していた顧問弁護士でした。（現在、顧問契約は締結していない。）	山川隆久氏は、弁護士としての法曹界における豊富な経験および専門的知見を有しており、2015年６月から当社社外取締役として、経営を適切に監督いただいております。当社はその経験と能力およびこれまでの実績を高く評価し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 同氏に対して顧問弁護士報酬を支払っておりましたが、その金額は月額約10万円であり、当社が他の弁護士に支払っている報酬と同程度であり、かつ、当社が定める社外役員の独立性に関する基準に照らしても当社から多額の報酬を得ているものとはいえません。 また、同氏との契約内容は、一般的な法解釈についてのアドバイスや実務対応についての助言が主たるものであり、その他の独立役員の属性として、規定にある項目に該当するものはありませんでした。したがって、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断しています。
2		高桑幸一氏は、経営者としての豊富な経験および幅広い見識を有しており、2016年６月から当社社外取締役として、経営を適切に監督いただいております。当社はその経験と能力およびこれまでの実績を高く評価し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 また、同氏は、当社および当社子会社との間に特別の利害関係もなく、当社の経営陣から独立した立場で社外取締役の職責を担っていただくものであり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと考えます。
3		福地啓子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり国税当局において税務に関する業務に従事し、税務に関する豊富な経験・識見を有しております。2020年６月から当社の監査等委員である社外取締役として、経営を適切に監督いただいております。また、女性活躍や外国人材の登用など多様性への取り組みにつきましても、それに対する経営姿勢を厳正に監督いただいております。当社はその経験と能力およびこれまでの実績を高く評価し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 また、同氏は、当社および当社子会社との間に特別の利害関係もなく、当社の経営陣から独立した立場で社外取締役の職責を担っていただくものであり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと考えます。
4	麦野英順氏は、当社グループの基幹事業会社である川田工業㈱、川田建設㈱および東邦航空㈱の主要借入先である㈱北陸銀行の出身であり、2009年から2022年6月まで同行の取締役でありました。また、北陸銀行は当社の株式を4.95%保有（2024年3月末時点）しております。	麦野英順氏は、豊富な企業経営経験に基づく財務および会計に関する高い知見を有しております。これらの知見と実績等を踏まえ、独立した立場から、当社の経営に対する監査・監督機能強化に貢献いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。 また、当社グループの主要借入先で、株主でもある北陸銀行の取締役を務めておりましたが、2022年6月に退任し、現在は同行の特別顧問の職にあって、業務執行者には該当しておりません。したがって、同氏と直接利害関係を有するものではなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと考えます。
5	勝野めぐみ氏は、当社グループのカワダロボティクス㈱と2022年7月から2024年5月末まで顧問契約を締結していた顧問弁護士でした。（現在、顧問契約は締結していない。）	勝野めぐみ氏は、弁護士としての法曹界における豊富な経験および専門的知見を有しております。2015年には設立間もないカワダロボティクス㈱において社外監査役に就任し以後６年を超える期間、ガバナンスを中心にその責務を全うするなど、当社はその経験と能力およびこれまでの実績を高く評価し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 同氏に対してカワダロボティクス㈱から顧問弁護士報酬を支払っておりましたが、その金額は月額約5万円であり、当社が他の弁護士に支払っている報酬と同程度であり、かつ、当社が定める社外役員の独立性に関する基準に照らしても、多額の報酬を得ているものとはいえません。 また、同氏との契約内容は、一般的な法解釈についてのアドバイスや実務対応についての助言が主たるものであり、その他の独立役員の属性として、規定にある項目に該当するものはありませんでした。したがって、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断しています。

４．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。